

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 30 年 6 月 19 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2017

課題番号：24500742

研究課題名(和文) モンゴル国における土地所有法がもたらす身体観の変容に関する研究

研究課題名(英文) The Transformation of the body concept by the land ownership law in Mongolia

研究代表者

井上 邦子(松田邦子)(INOUE, KUNIKO)

奈良教育大学・保健体育講座・准教授

研究者番号：40278239

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,300,000円

研究成果の概要(和文)：モンゴル国において2003年から執行された土地所有法により、都市部への定住化、「個人」の所有権などが当該文化にもたらされたと考えられる。そうした中で、都市部に新たに定住した住民が職業として「相撲の力士」を選択することが急増し、また試合に高額賞金が授与されるようになったこともあり、力士同士の競争が過熱することになった。加えて2003年にナードム法が成立し、相撲のルール改正がなされた。これらの背景から力士は、「元々備わっている本来の力を発揮して相撲を取る」という習慣を変化させ、日々の筋力トレーニングによってパワーを高め、体の筋肉を鍛えることを理想とするようになったことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：Due to the Land Ownership Act executed in 2003, the concept of Settlement in urban areas, recognition of ownership to "individual", have been brought to the culture of Mongolia. Under such circumstances, the residents who have settled in urban areas tend to choose Sumo wrestlers as profession. Furthermore, high price of the game brought excessive competition among wrestlers.

In addition, after Naadam Law was established in 2003, Sumo rules changes dramatically. From these backgrounds, Sumo wrestlers in Mongolia has changed the manner of Sumo training. In former times, they used to take Sumo wrestling with their original ability without any training. But nowadays, they take Sumo with daily muscle training.

研究分野：スポーツ文化論

キーワード：モンゴル国伝統スポーツ 身体観 土地所有法

## 1. 研究開始当初の背景

モンゴル国では 1990 年代に民主化を導入した直後から、国外からの現地調査が本格的に可能になり、激動するモンゴル国の政治、経済、文化、遊牧の実態等の研究は一定の蓄積をみせている。報告者も民主化以降の伝統スポーツの実情について 1995 年より 2010 年の間に計 8 度の現地調査を実施し、博士論文および単著（『モンゴル国の伝統スポーツ』叢文社，2005 年）等でその成果をまとめた。それらの研究から、民主化はスポーツの商業化をもたらし、観光資源として伝統スポーツを創造し、再構築してきた状況を明らかにした。また同時に、民主化を経てもなおその基盤に残る伝統的な身体観についても研究としてまとめてきた。その身体観とは、「わたし」の身体を外界に向けて緩やかに開くような身体であり、確固たる「わたしの身体」を所有する概念とは異なる様相をみせる。そうした身体を、これまでの研究では流動的な身体、移動する身体と呼んで注目してきた。

しかし近年（特に 2000 年代に入ってから）のモンゴル国は、世界のグローバル経済の影響を強く受けると同時に、2003 年に土地の私有化を認める法案が施行され、民主化直後とは異なった国内情勢の局面を迎えようとしている。遊牧民にとっての土地所有法は生業形態の崩壊であり、生活世界の激変を意味する。それと同時に「土地は所有できるもの」であるという観念のシフトをもたらし、所与のもの（すなわちここでは土地という自然）が「所有」の対象となりえるという「発見」だともいえる。こうした「所与」のものが「所有」の対象として認識されるようになるという状況は、身体が「近代化」する過程と酷似する。土地所有法を制定した現在のモンゴル国において、「身体」に関する観念にどのような変化がもたらされたのかを明らかにする必要があると考えられる。

しかし民主化から 20 年が経ち新たな局面

を見せるモンゴル国において、身体観に注目する研究は蓄積されているとはいいがたい。報告者がこれまで明らかにしてきたモンゴルの伝統的な身体観を比較対象とし、近年のモンゴル国の状況下での身体観の変化を調査研究する必要があると考えられる。

## 2. 研究の目的

本研究は、モンゴル国における土地所有法がもたらす身体観の変容について、モンゴル相撲を事例として研究することを目的とする。

モンゴル国では相撲は特に国民の高い関心を集める伝統スポーツであり長年親しまれてきているが、国家や世界の情勢に影響を受け大きく変容してきてもいる。本研究は特に、2003 年の土地所有法がもたらした影響を、身体観をキーワードとして相撲を事例に研究するものである。

## 3. 研究の方法

モンゴル国では伝統スポーツの祭典「ナードム祭」が 7 月 11 日、12 日に首都ウランバートルで行われる。その折に現地調査を実施し、相撲に関するフィールドワークを行い、競技者および関係者にインタビュー調査をした上で情報を得る。その情報をもとに、以前のフィールドワーク調査との比較により、近年の変化を明らかにし、身体観の変容を考察する。

## 4. 研究成果

(1) 土地所有法の法的内容を把握するため、同法に詳しい弁護士 A 氏に聞き取り調査を行い、以下の通り詳細が明らかになった。また、モンゴル国統計局などの資料により、同法執行後の現状についても把握することができた。

### ① 土地所有法制定時期

2002 年 6 月 27 日に同法が制定され、2003 年 5 月 1 日から執行されている。

土地名義について

土地所有法第 18 条に従い土地代金を知事が決定し、所有した土地代金を不動産登録局に登録する前に県、地区の予算に支払いをしなければならなかった。また、家族で以前より居住していた土地は家族名義のものとされた。しかし、2008 年 5 月 22 日の改正により、家族名義の土地は個人の名義となり、一回に限り無料で所有できることになった。これは 2018 年 5 月 1 日まで適用されることになっている。

さらに、居住用ではなく、他の理由で土地所有したい場合は、土地代金を支払うことで優先的に土地を所有したり（戦争に参加した軍人であれば優先的に場所を選択し土地所有できる）競売を行ったりすることによって土地所有できる。

#### 所有できる土地の面積等

モンゴル国民は、土地を家族用、企業用として所有できる。モンゴル国民が家族用に所有できる土地の場所と面積は下記のとおりである。

所有できる土地の場所と面積		面積 /ha/
1	ウランバートル市内	0.07h まで
2	中央県内	0.35h まで
3	村の土地	0.5 ha まで
4	都市と県中心を結んだ国道に沿った土地 / 村中心以外 /	0.07ha まで

モンゴル国民が家族用の土地を無料で一度所有した後、新たに所有したい土地がある場合は代金を支払えば所有できる。すなわち複数の土地を一人の国民が所有できることになり、ウランバートル市の住民は市もしくは県に土地所有でき、他地域の住民は市内以外の土地を所有できる。

#### 他人への譲渡、売買、担保

本法の第 27 条に従い、住民が所有した土

地を他人に貸借すること、規則に則って他人へ売買すること、贈与すること、相続することができる。所有した土地は銀行、またはその他の金融機関にて担保として利用できる。

以上の聞き取り調査の他にも、モンゴル国統計局発行の統計資料により、土地所有法施行後、特に首都周辺の人口が増大し、それにともない定住者が急増していることが分かった。また今回の調査を行った地域では、約 3 分の 1 の住民が土地を所有するにいたっていることが明らかになった。

これらのことから、居住を目的とした所有のみならず、その土地で商売を行ったり土地を転売したりすることも可能となり、資金さえあれば多くの土地を所有できるように法的整備が整えられた現状が明らかになった。また、首都周辺に人口が集中することになり、多くの国民が伝統的な生業形態である遊牧を放棄し、都市化した生活に移行していることになる。さらに同法によって「土地所有」の主体が「家族」から「個人」となり、さらに土地の可処分権が認められるようになり、所有の主体としての「個人」が成立することになったと考えられる。

#### (2) スポーツ文化のグローバル化とそれに伴う身体観の変容

1990 年代に入って、一気に欧米の文化を受け入れた当該文化にあって、スポーツ文化もその例外ではないと考えられる。特に 2000 年代に入ってからスポーツメーカー（アディダス、プーマ、ナイキなど）は市内に店舗を構えるようになり、スポーツ用ウェアというだけでなくタウンウェアとしても若者の人気を得ている。またモンゴル国立スポーツセンター内のバスケットボールコートや壁や床面にも、スプライトの広告が大きく掲げられるようになったり、スポーツイベントのスポンサーを外国籍企業が務めたりと、スポー

ツ文化にもグローバル化の影響があることが明らかになった。



スポーツジムも 2000 年代になってから市内中心部に次々と出店し、高額な会費が設定されている。そのひとつである市内中心地の大型デパートの最上階にあるフィットネスジムの入り口には、筋肉質の西洋系男性の写真が飾られており、理想の身体についても欧米の影響を受けていることが伺える。



また、近年若い女性に購読される書籍には、ダイエット関連や美容に関するものが多く出版されているが、(内容は必ずしも西洋の美容法のみを扱ったものではないにも関わらず)表紙にはアングロサクソン系の女性の写真が掲載されていることが多い。そうした意味で、「理想の身体」の象徴は、西洋人の身体と重ねあわされる傾向にあると考えられる。

さらに市内には大韓民国の総合病院が開業し、国内の医療機関は基本無料であるにもかかわらず、高額な医療費がかかる海外の先端医療を謳う病院が多くの患者を集めている。また、美容整形も若者の間で急速に関心

が広がったり、「医療ツーリズム」と称し、インドや大韓民国など海外で医療を受ける富裕層が出現したりしている。このように近年のグローバル化の影響で、医療や美容の側面からも人々の身体観の変化が見受けられる。

### (3) 相撲力士の身体観の変容

土地所有法により都市化が進み、遊牧を産業としていた人々が都市に定住するようになると、「力士」という職業を選択する人々が急に増加したことが分かった。調査によるとその傾向が 2005 年くらいから徐々に表れ始めたという。そうした力士の激増と、相撲大会の賞金の高額化に伴い、力士のトレーニングの方法が変化を見せていることが分かった。

これまで力士はいわゆる「プロ」が存在しなかったこともあり、ナードム祭の 2~3 週間ほど前になって初めて、仲間で合宿しその際にのみ相撲の専門的な稽古をしていた。しかし、現在力士は「稼げる」職業となり、日々のトレーニングが欠かせないものとなっている。今回調査した力士達は、週 2 回は相撲の技の稽古をし、週 3 回はスポーツジムで筋力トレーニングを行っている。こうした筋力トレーニング重視の傾向は 2005 年くらいから現れてきており、それ以前の力士の体型と比較すると筋肉質の力士が増えているという。すなわち、より筋力を鍛え、技よりもパワーがないと試合に勝利できないことが認識されているということである。

こうした背景には、2003 年に施行された「ナードム法」の制定の影響があり、同法によって相撲のルール改訂や試合方法が変更になったこともその要因になっていることも明らかになった。

### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

①井上邦子、身体に向かうグローバリゼーション モンゴル国伝統スポーツの事例より、スポーツロジイ、みやび出版、査読なし、2号、2013、70 - 87

井上邦子、からだ教育とスポーツ モンゴルのスポーツ事情より、平成 27 年度奈良体育学会研究年報、査読なし、2015、19

井上邦子、身体教育という考え方 スポーツ文化からのアプローチ、奈良教育大学 E - B o o k、査読なし、2015

<http://www.nara-edu.ac.jp/PRESS/ebook/book006.html>

井上邦子、モンゴルにおけるスポーツ文化のグローバリゼーション 世界へ参入する手法としての「スポーツ」、外国学研究、神戸市外国語大学、査読なし、91、2015、23-37

〔学会発表〕(計 4 件)

①井上邦子、身体に向かうグローバリゼーション モンゴル国伝統スポーツの事例より、神戸市外国語大学・バスク大学第二回国際セミナー『グローバリゼーションと伝統スポーツ』、2012

井上邦子、からだ教育とスポーツ モンゴルのスポーツ事情より、平成 26 年度奈良体育学会、2014

井上邦子、土地所有法執行後における伝統スポーツの変容 モンゴル相撲の身体観を事例として、スポーツ史学会第 28 回大会、2014

井上邦子、モンゴル国伝統スポーツにおける民主化後の変容 相撲の身体観の変容に着目して、第 1 2 回東北アジア体育・スポーツ史学会、2017

〔図書〕(計 2 件)

①井上邦子・松浪稔・竹村匡弥・瀧元誠樹編著、スポーツ学の射程 「身体」のリアリティへ、黎明書房、2015、154 - 162

奈良教育大学保健体育講座著、保健体育を教える人のために、東山書房、2016、47 - 57

6 . 研究組織

井上 邦子 (INOUE ,Kuniko)

奈良教育大学・保健体育講座・准教授

研究者番号 : 40278239